

政策調査事業助成金 公募規程

(目的)

第1条 診療報酬や各種制度・政策の適正化や充実に資する調査を行う目的で一般社団法人日本精神科看護協会（以下、「本協会」という。）が行う政策調査事業助成金の公募について定める。

(助成金交付の対象者)

第2条 本規程に基づく政策調査事業助成金の費用交付の対象者は、精神科看護領域での実務経験を3年以上有する者とする。ただし、優れた調査になることが期待できると理事会が認めた調査の調査責任者はこの限りでない。

(公募)

第3条 本規程で定める政策調査事業助成金の公募については、本協会会員の中から対象者を公募する。調査課題は看護政策委員会で決定し、本協会会員の中から対象者を公募する。公募は本協会のホームページに公募要項を掲載する他、適切な手段を用いて行う。

(助成金交付の申請)

第4条 本規程で定める助成金の交付を受けようとする者は、会長に別紙様式の調査計画書を提出して申請しなければならない。

(助成金交付の決定)

第5条 助成金の交付の決定は、理事会が行う。理事会は、選考基準を明示する。

(通知)

第6条 助成金を交付する調査を決定した後、理事会は応募者にただちに結果を知らせなければならない。

(助成金額の交付)

第7条 本規定による助成金の総額は100万円を上限とし、理事会は公募数に応じて1題あたりの金額を設定する。

2 助成金額は、理事会で調査内容および調査方法を査定した上で決定する。

3 事務局長は理事会が査定した助成金額をただちに支出しなければならない。

(調査期間および調査報告)

第8条 政策調査期間は決定の日から1年以内とする。調査が終了したときに、調査責任者は調査報告書1通と、助成金使途明細書を作成して会長に報告しなければならない。

(調査の公表)

第9条 前条の調査報告書あるいはその要約は本協会のホームページに掲載する。

2 前条の調査報告書あるいはその要約を、本協会以外の他団体等が発行する媒体で発表する場合には、発表者は事前に本協会に連絡し、指示を仰ぐものとする。

3 前項の連絡があった場合、会長は当該調査が本協会の助成金の交付を受けて遂行されたものであることを明らかにする文言の掲載を条件に発表することを認めることができる。

(調査計画の変更・中断)

第10条 調査計画に変更が生じた場合、調査責任者はただちに変更内容を明らかにした文書を会長に提出し、承諾を得なければならない。また、その変更が理事会の定めた調査課題から大きく外れる場合は、会長が調査の中断を指示することができる。

2 調査計画が中断された場合はただちにその旨を本協会に届け出、その指示に従うものとする。

(調査中止の場合の交付助成費の返還)

第 11 条 調査を中止する場合は、調査責任者の責任において交付された助成金の一部または全部を返還するものとする。会長の指示で調査を中断する場合も同様とする。

2 前項の返還額は、会長が決定する。

(雑則)

第 12 条 本規程によらないものについては、理事会の審議により決定する。

(本規程の改廃)

第 13 条 本規程は理事会が改廃し、社員総会に報告する。

付則 本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

■政策調査事業助成金 選考基準

1. 内容基準：①から③の全てを満たすこと。

①下記の目的をふまえ、日本精神科看護協会が決定する調査課題に沿ったものであること。

目的：精神科看護領域における、診療報酬や各種制度・政策の適正化や充実をめざした政策提言の基礎資料とすること。

②未発表の調査であること。

③以下の事項について該当すること（求められる成果）。

○ 先行調査および調査がないか少なく、当該調査が行われることで、診療報酬や各種制度・政策の適正化や充実につながる基礎資料となりうること。

○ 統計学的手法を用いた調査であること。

2. 形式基準

①申請者が当制度を十分に理解していることがうかがえること。

②助成対象者に問題がないこと（公募要項に記載されている公募資格を満たすこと）。

③申請書類に不備がないこと。

3. 倫理基準：次の点で倫理的に十分な配慮がなされており、問題がないこと。

①調査方法および実施される調査内容が、倫理にかなっている。

②対象への倫理的配慮がなされている。

4. 合理性基準

①調査計画における調査方法および調査経費が調査課題を実現できるものになっていること。

②調査経費（助成金の使途）の見積りが合理的であること。

③指定された調査期間内に取り組むことが可能な調査内容になっていること。